

令和7年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年4月4日（金）
午前9時30分～午前11時00分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 801会議室

3. 出席委員 22人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	牧野 和吉	2番	各川 豊章	
	3番	茂 清志	5番	国谷 晃	
	6番	中村 敏	7番	大道 勝則	
	8番	木下 幸雄	9番	北森 康雄	
	10番	坂井 義彦	11番	森川 重光	
	12番	北山 久雄	14番	杉林 清則	
	15番	熊南 昭浩	16番	山崎 修	
	17番	西田 清範	18番	林 作三	
	19番	古田 茂	20番	大橋 芳信	
	21番	山崎 巖			

4. 欠席委員 2人
4番 加藤 輝夫 13番 森田 高雄

5. 議題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について

報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第3号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理の取消しについて

議 事

- 事 務 局 令和7年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。
本日の月次総会につきましては、4番 加藤委員、13番 森田委員 から欠席届があり、出席委員数22名でございます。
「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 会 長 それでは、ただ今より令和7年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。
それでは、議事に入ります。
本日は、議案2件、報告事項4件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)
- 会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
7番 大道委員、8番 木下委員、両委員にお願いしたいと思います。
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
- 会 長 ご準備はよろしいでしょうか。
それでは、議案の審議に入ります。
それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
議案第1号議案 位置図も併せてご覧ください。
議案書は1ページから5ページまでです。
今回の申請件数は、13件で、申請面積は66,000㎡です。
許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。
申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。
1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は

近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培予定です。議案書3ページをご覧ください。

3番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地が自作地に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため、父から子へ所有権を移転するものです。譲受人はすでに申請農地を耕作しており、後継者として引き継ぐため譲り受ける者です。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

5番は、経営の縮小のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地ではトマト、ナス、キュウリを栽培する予定です。

6番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は主に寒江地区で稲作を営む耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

7番と8番は同一の譲受人の案件です。労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人はこれまでも申請農地を耕作しており、引き続き耕作を行うため譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培する予定です。

9番は、農地所有適格法人に貸し付している農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。譲受人は〇〇の構成員であります。申請農地ではコシヒカリを栽培予定です。

10番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請農地に隣接する居宅を購入予定であり、自家消費を目的として譲り受けるものです。譲受人は新規農家ですが、家庭菜園の経験を活かし耕作を行いたいとのことです。申請農地ではジャガイモ、タマネギ、ナス等を栽培する予定です。

11番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では主にヘアリーベッチ、カボチャやナス等を栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

12番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は20年以上、滑川市で稲作や畑作を営んでおり、経営規模の拡大を図るため譲り受けるものです。申請農地ではキャベツを栽培する予定です。

13番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人

は農地所有適格法人です。申請地ではコシヒカリを栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、8ページの5条2番は●●委員、9ページの5条6番は△△委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 はじめに、3月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

議案第2号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は6ページから9ページになります。

今回、4条申請が1件、5条申請が6件、合計面積は2,884.13㎡です。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載の、4条申請1番、5条申請2番、4番、の3件です。

議案書の7ページをご覧ください。

4条申請1番は、池多地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、池多地区にて農業を営んでおりますが、現在居住している家屋は老朽化が著しく、先の能登半島地震でひびわれ等も発生し早急に建て替えが必要となったため、申請地において新たに農家住宅を建築するため、今回申

請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請1番は、倉垣地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市外にて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に地区センターと医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、上条地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたことと、新規に農業を営むため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は大沢野地域大沢野北部地区において、駐車場及び資材置場を整備する計画でございます。申請人は個人事業主であります。転用の概要といたしましては、自己所有の既存の駐車場は車両と資材で飽和状態であることから、近隣の申請地において駐車場及び資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請4番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、車庫を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は県道25号線の拡幅工事で既存の車庫の立ち退きを求められているため、申請地において新たに車庫を整備するため申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は婦中地域婦中熊野地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の▲▲は主に熱絶縁工事業、輸送用機械器具製造業などを行っております。転用の概要といたしましては、既存敷地内にある来客駐車場と従業員駐車場が不足していることから、新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、市街地・市街化傾向の著しい区域に近接していることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、農地法第5条2番及び6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

□ □ 委 員 許可内容ではなく、調査業務に関することで質問があります。
令和4年5月27日付の東京地裁判例において、市販の住宅地図を利用して地図を作成して業務を行った者について、著作権法違反であるとし、3000万円の損害賠償が命じられています。
このことから、本現地調査業務で使用している地図についても、著作権法違反となるおそれはないか確認を行いたいです。

事 務 局 本現地調査業務で使用している地図は、民間作成のものではなく市が住宅地図会社との間で使用許可を得て作成しているものですので、問題はないものと思われます。

□ □ 委 員 安心いたしました。ありがとうございました。

会 長 それでは、異議なしとのことでありますので、5条2番及び6番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5条2番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。
それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5条2番について、申請どおり「許可」することといたします。
●●委員は入室をお願いします。

会 長 続きまして、5条6番について、審議いたしますので、△△委員は退室をお願いします。
それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5条6番について、申請どおり「許可」することといたします。
△△委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして異議なしとのことでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第1号 農地法第3条の3の規定による受理について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理の取消しについて

を一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、10ページから16ページです。

今回の受理件数は20件で、相続により所有権または賃貸借権を取得したものです。

報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、１７ページから２２ページです。

議案書の修正があります。１８番、１９番につきまして、合意解約の成立日が正しくは３月１０日です。

解約件数は１９件で、解約面積は６６，９６７．００㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第３号農地法第４条第１項第７号及び第５条第１項第６号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は２３ページから２９ページです。今回の受理件数は、４条が１１件、５条が１２件、合計面積は１０，４２４．１６㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が１，０００㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、２７ページの５条の３番、２９ページの１０番の２件でございます。

報告事項第４号農地法第４条第１項第７号の規定による届出に対する受理の取消しについて、ご報告いたします。

議案書の３０ページをご覧ください。

１番につきましては、平成３０年６月１５日に農地法第４条で届出されましたが、駐車場敷地の整備を中止し、他社へ売買し駐車場として整備することとなったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては備考欄をご覧ください。

また、３月総会で審議していただいた農用地利用集積計画につきましては３月１９日付で全て決定済みであることを報告いたします。

報告事項は以上です。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 次に３．協議報告事項等について事務局から説明をお願いします。
はじめに、「農業委員会活動における制度等研修について」、説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 研修計画はございますか。また仮に毎月実施するとすれば、研修項目はそれほどあるものでしょうか。

事 務 局 研修項目については、今ほど説明したとおり、原則、農業委員からの要望があったものを考えております。仮に要望がなかった場合は、制度に改正があったものなどを事務局で考えて実施する予定としております。

研修については、月次総会時の実施を予定しておりますが、協議数や時間等をみながら、実施計画をお示ししたいと思います。

会 長 制度などの説明を希望されるものがありましたら事務局までお願いいたします。

次に、「水田活用直接支払交付金、5年ルールの変更について」事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 水田活用直接支払交付金の水張りルールについては、農業者の皆さんが注目しているというか、知りたいところであると思いますので、今後動きがあれば、事務局は随時、情報提供をお願いします。

会 長 次に事前に案内しているとおり、タブレット型端末機の操作研修を行いますので、事務局は説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、タブレット端末機の研修については、農業委員が活用できることを目標としておりますので、操作方法など分からないことがございましたら、次回の研修会や事務局までお問い合わせをお願いします。

会 長 次に、4事務連絡等について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

□ □ 委員 タブレットについて、前回総会でも話をしておりましたが、推進委

員には貸与しないのか、議案書と地図データが紐づいていないといった問題について協議させていただきたい。

事務局 前回総会においても、議案書と地図が別資料となっているというご意見をいただいております。本件に関しては、次回の運営委員会において、対応方法などを事務局より提案をさせていただきたいと考えております。また推進委員への貸与は現在のところ考えておりません。

会長 農地の賃貸借に係る担当窓口について説明がありましたが、貸し借りの結果が目標地図に反映するタイミングはいつになるのでしょうか。

事務局 目標地図への反映については、年に1回、年度末になるものと農政企画課に確認しております。

会長 それでは、これにて令和7年度第1回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。